

## 第10回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成22年10月15日（金） 13：30～16：43

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201・202会議室

出席者：

委員

太田会長、金子副会長、相田委員、菊地委員、坂内敏夫委員、三本木委員、渋井委員、  
関谷委員、長谷川委員、室井委員、吉田委員

欠席者4名

市

江連上下水道部長、舟岡下水道課長、久利生下水道課長補佐兼下水道建設係長、稲垣  
普及係長、相葉管理係長、峰岸施設係長、鈴木主査、小池主査、飯田主任、北村主任  
コンサルタント（日本水工設計株式会社）

山元 裕美、鈴木 淳、岩井 達司

事務局（舟岡）	<p>皆様、こんにちは。定刻となりましたので、只今より第10回那須塩原市下水道審議会を開催させていただきたいと思えます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日の委員の皆様のお出席状況でございますが、坂内正明委員、星野委員、鈴木委員、松本委員より本日ご欠席というご連絡をいただいております。なお、相田委員につきましては、15分程度遅れるというご連絡をいただいておりますので、始めさせていただきたいと思えます。それから、今回もコンサルを同席させていただきますのでよろしくお願い致します。</p> <p>この審議会も今回を含めてあと3回を予定しております。いよいよ終盤戦ということになりましたのでよろしくお願いしたいと思えます。それでは、太田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
太田会長	<p>皆様こんにちは。着席したままで失礼させていただきます。</p> <p>事務局の方からのご案内もございましたが、当審議会は2ヶ年にわたってご審議を続けていただいております。最初の1年目は下水道のあり方のうちの「整備のあり方」、今年度につきましては「経営のあり方」ということで、連続2ヶ年にわたるご審議をいただいていたということでございます。</p> <p>後半の今年の「経営のあり方」のご審議をいただく箇所につきましては、本日が山場と申しますか、経営のあり方の基本をお考えいただく上での節目になる会議ではないかと思っております。つきましては、是非従来どおり、活発なご審議をいただきたいと思います。以上、始めにあたりましてご挨拶申し上げます。</p>

<p>事務局（鈴木）</p>	<p>それでは、具体的な議事に移らせていただきたいのですが、今お手元に、別配布という形で、塩谷町の新聞報道の記事を配布していただいていますので、これにつきまして、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。</p> <p>皆様、こんにちは。9月8日に、新聞に塩谷町の下水道が中止になったという記事が載っておりましたので、情報提供という意味でご説明させていただきます。別に配りましたプリントを見ていただきたいと思います。</p> <p>塩谷町は矢板市との合併を進めていたところですが、平成16年12月28日、合併協議会が廃止ということになりました。そのような中で、塩谷町は自律して町政を運営するために、平成17年3月に『塩谷町自律計画』というものを作成しています。この策定の中で、平成17年から22年、この5ヶ年の中で、30億円の歳出削減を計画しています。</p> <p>このような背景から、公共事業である下水道事業につきましても、平成16年から事業の凍結を行いました。現在までに投資した金額が、測量費などの調査費で4,000万円程度ということです。そのような中で、平成22年度の栃木県公共事業評価委員会では、事業の中止が妥当ということで、全体計画面積105ha、計画処理人口3,200人、全体事業費22億円の中止ということになったようです。平成21年度に策定した塩谷町生活排水処理構想についても、全体構想482haの区域につきまして費用比較したところ、集合処理が有利という結果になったようですが、人口減少や財政状況を考慮し、全町合併処理浄化槽による処理方法に変更ということになったようです。9月8日の新聞記事が貼り付けてありますので、ご覧いただきたいと思います。以上です。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございます。既に下野新聞で報道済みでございますので、委員の皆さんもご承知のことと思います。これにつきましては、記事の内容をご質問いただいてもなかなか答えにくいと思いますので、情報提供ということで理解をさせていただいて、もし是非とも聞きたいことがあるということでしたら、別途、今日の中でというのは難しいと思いますので、後日お答えさせていただくという取り扱いをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは本日の議事に入りたいと思います。先程申し上げたように、本日は3つ議題を予定しておりますが、1番目と特に2番目のところで、具体的な財源のあり方をご審議いただく予定であります。かなり数字が細かい形が出てくると思いますが、よろしくお願ひいたします。それでは事務局の方から順次ご説明をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>それでは、議事の「(1) バランスを考慮した事業計画の検討について」ということで、説明をさせていただきます。資料の1ページをご覧いただきたいと思ひます。</p>

前回第9回の審議会におきましては、下水道中期ビジョン策定の実施状況ということで、大まかな説明をさせていただいたところですが、その中では、主な施策の体系ということで、基本方針1から基本方針4を挙げておりました。それを展開するための事業費、事業量の概要を皆さんにお示したところです。

下水道事業というものは、財政規模が非常に大きいわけでごさいます、その事業を展開するに当たりましては、コスト～事業効果～リスク、それらのバランスが十分考慮された上で目標を定め、施策を実施する必要があるということで、早速1ページの「1. バランス（コスト～事業効果～リスク）を考慮した事業計画検討」というところから説明いたします。

「1-1. 事業計画検討方針」、こちらでは、今後は人口減少や下水道施設の維持管理・改築量の増大などの財政制約がより一層厳しくなることから、「コスト～事業効果～リスク」のバランスを考慮し、施策内容・目標を設定していく必要があります。また、コスト～事業効果～リスクにつきましては、前回でも触れましたが、トレードオフの関係にあるものもあり、各施策の実施状況やニーズ、財政状況などを総合的に考慮して、最も効果的な事業内容を検討していく必要があるということで、「図1-1 下水道中期ビジョンおよび下水道経営計画検討の視点」で、それぞれの位置関係を表してごさいます。

続いて2ページに移っていただきたいと思ひます。2ページの「1-2. 下水道事業の財政シミュレーションパターンの考え方」ということで、説明しております。下水道事業の現状と経営の見通し（財政シミュレーション）においては、下水道中期ビジョンの実現のために、下記の項目について事業費を計上しました。中段から下の方まで、先程触れました基本方針1から4までが記載してごさいます。この表につきましては、前回の会議でも同じものをお示ししております。

基本方針1については、那須塩原市生活排水処理構想によって、整備目標が決定されております。事業についても決定しております。2を飛ばしまして、基本方針3の安全・安心なまちづくりについては、人命、財産等を守るために必要な事業を重点的に行うものだということで、絞り込みを行っております。基本方針4は、PDCAサイクルによる事業運営を行うものとして事業計画を立案しているということです。

そこで、本検討では、今後本格的に事業を実施する基本方針2の施設の計画的維持管理・更新について、「コスト～事業効果～リスク」のバランスを考慮した事業パターンの検討を行いました。

それでは、3ページへお進みいただきたいと思ひます。3ページの「1-3. 設備更新事業計画パターンの設定」ということで、「(1) 耐用年数の設定」と書いてごさいます。今後本格的に実施する基本方針2のうち、「施策2-5. 水処理センター等の設備更新」事業は、設備の劣化状況や故障時の影響等を考慮

して、事業実施時期を検討していく必要がある、としています。

表1-1をご覧くださいなのですが、これは管渠、それから処理場についての耐用年数を表したものでございます。表の中で、管渠につきましては標準耐用年数が50年、全国の実績としましては50年から120年。処理場につきましては2つに分かれています、機械・電気設備は概ね15年、全国の実績では15年から35年。同じく処理場の土木・建築設備につきましては、標準で50年、全国の実績では50年から70年の耐用年数ということになっております。

本市におきましては、昭和55年度に黒磯処理区で供用開始をしております。同じく昭和60年度に塩原処理区と北那須流域関連処理区で供用開始していますので、それぞれ概ね30年、25年が経過しているという状況にあります。処理場の機械・電気設備は既に標準耐用年数（概ね15年）を超えているものもあり、状況に応じて修繕しながら延命化して使っている状況です。これらの状況を勘案し、本検討では下にあります表1-2に示すサイクルで改築するものとして事業計画を検討したということです。

パターン1につきましては、国土交通省の都市・地域整備局下水道部で示した全国実績の平均値を採用する案としております。パターン2では、今のパターン1に対しまして、更に延命化を実施した中で、全国実績で最も長い使用実績を用いる案を掲げたものでございます。表1-2で見ますと、先程と同じように管渠、処理場がそれぞれありますが、パターン1では、管渠につきましては全国実績の平均で概ね85年、パターン2ではそれを更に延ばして概ね120年。処理場では、機械は25年が全国の実績です。それを更に伸ばして35年。土木・建築設備では60年の実績、そして最も長いものでは70年はなんとか持たせようという実績でございます。

続きまして4ページに移ります。「(2) 施設・設備の延命化によるリスク」ということで、当然ながら、更新時期を我慢しながら延ばしていきまると、故障等のリスクが増大するということとなります。ここでは先程のパターン2ですが、施設の更新時期を先送りすることによるコスト縮減効果とリスク増大が考えられます、ということで、当然、更新時期を先送りすれば、お金はしばらくの間は出ないけれども、リスクは増大する一方だということです。

下の「表1-3 パターン1に対するパターン2のコスト縮減効果とリスク増大量の目安」で、パターン1とパターン2でそれぞれどういう比較になるのかを表しています。このあと、議事(2)の方で経営の方向性ということでご審議をいただくわけですが、このページの中ほどにあります図1-3に、次の各パターンのコスト～リスク等のバランスを考慮し、採用案を決定する必要があります、ということで、それぞれのパターンを示したものがございます。

簡単に言いますと、一番左の枠の中では、事業効果を優先するというので、標準の耐用年数を採用した場合でございます。この場合は当然ながら、事業効

果は上がります。そしてリスクも少ない時点で交換等できるということです。

それに対して2番目はバランス重視案ということで、現在までの事業実績、ニーズによりバランスよく配置した場合について、全国平均の、管渠でしたら85年、処理場の機械電気、それから土木建築はそれぞれ25年、60年というものを採用したものです。

一番右側でございますが、コスト縮減優先案ということで、コストを抑えた考え方でいきますと、事業効果はかなり抑えられたものとなってしまいますし、リスクについても相当な増大が見込まれるということです。管渠は120年間持つのではないかという期待の下で、更新をしない。機械電気も35年、土木建築も70年は我慢してみましようということで考えたものでございます。

表1-3、一番下でございますけれども、こちらについては平成23年から52年の30年間の期間を対象として金額的に表したものでございます。コストの欄を見ますと、管渠の更新費では、パターン1の場合約37億円かかります。パターン2では約22億円かかります。パターン1に比べて15億円のコストの縮減が図れます。同じように、処理場の更新費では、約91億円かかるころ、パターン2では43億円で抑えられ、効果として48億円の縮減が図れる。汚水処理費の私費の部分では、約461億円がパターン1としてはかかりますが、パターン2では454億円で、7億円の縮減効果があるということです。

それに伴いまして、リスクでございますが、管渠ではパターン2でいきますと、約10kmの管渠更新が先送りされるということで、リスクの欄を見ますと、道路陥没等の危険性が生じてまいります。処理場につきましては、パターン2の先延ばしをした例でいきますと、各種設備の更新が先送りされたことによつて、故障設備の種類によっては、1池～全施設の運転停止の危険が生じる恐れがあります。

5ページを見ていただきますと、これは管渠のことについて述べています。管渠の劣化によるリスクということで、そこにも書いてありますように、管渠は通常地中に埋設されています。道路の中が主ですけれども、毎日排水されて使われています。下の図1-4、1-5にありますけれども、酸性・アルカリ性の排水によりコンクリートのヒューム管などは腐食が進みます。また、先程も言いましたが道路に配管されていることが多いので、大型車両の振動によつて破損、それから木の根の侵入等々の劣化に関する危険性が多いわけでございます。更に万が一破損した場合には、周りの土砂や地下水を管渠の中に引きずり込んでしまう。それに伴つて道路陥没が起こる危険性があるということでございます。

図の下の方ですが、本検討では、パターン2の場合、更新を先送りする約10kmの管路で道路陥没事故発生の危険性が高まるものと考えられます。また、管渠は地中埋設で状態把握が困難なため、いつどこで道路陥没が起こるかわからないという危険性があります。

黄色の枠の中でございますが、パターン2でのリスクということで箇条書き

になっています。約10kmの管渠で道路陥没の危険性がある、いつどこで起きるかわからない。破損・陥没の状況によっては、人命にもかかわる大きな影響が生じる。事故発生時には交通規制や観光地でのイメージダウンなどの影響もある、ということでございます。

ここで何を言っているかといいますと、基本的に下水道の管渠というのは道路や上水道と違っていて、迂回する施設がないわけでございます。切り替えがきかないということで、1つの排水系統では1本の管渠でしか排水ができません。従って、壊れたからといって代替設備があるというわけではないということをご承知おきいただきたいと思います。

続いて6ページでございます。「処理施設の劣化によるリスク」ということで、今度は処理場でございます。処理場につきましては、以前委員の皆さんも現地を視察されたと思います。直にご覧いただきまして、色んな機械とか電気設備、そういったものがあつたのを記憶されていると思います。その処理場について、どんなリスクがあるかということ、ここで述べています。

先程の管渠と同じように、処理場では様々な機能を持つ施設・設備で構成されており、毎日休むことなく下水を処理しています。日々の適正な維持管理により、老朽化した機器も修繕しながら使用している状況ですが、更なる劣化が進む場合は、改築更新する必要が生じます。機器の故障時には機器特性によって様々な故障時被害が想定されます。図1-6にありますように、例えば下水道の使用制限、それから臭気漏れ、火災、電気漏えい、下水の溢水、そういったものが起きる危険性がありますし、そうなりますと汚水が処理されないまま河川に直接放流されてしまうというようなことにつながるわけです。

中段のところに書いてありますように、「例えば下水道使用制限の場合」、那須塩原市では現在、黒磯水処理センターで8池を運転し、約24,500人の汚水を処理しており、塩原水処理センターでは約1,500人、それから観光施設、旅館の宿泊客の汚水を処理しています。それらが、処理場の故障ということになりますと、全施設の運転停止につながる場合も当然考えられます。そういったことで、下水道へ接続している全世帯への影響が出る恐れがあるということでございます。

続けて、「例えば未処理放流の場合」ということで、基本的に皆さんの家庭から流れ出る汚水は止めることができません。そんな中で、処理施設が機能しなくなった場合には、未処理の下水が河川等へ流出する可能性が出てまいります。そういった場合は、暫定的に処理場の空き地に仮設の沈殿池を設けて、塩素の消毒のみを行って放流するということになります。7ページの中段に写真が載っておりますが、これは仮設の沈殿池を、処理場の空き地を掘り下げてそこにビニールシートを張った状況で各家庭の汚水をここに一時貯留しまして、塩素滅菌をして、大きな固形物だけを沈めさせただけで河川に流してしまうということで、当然BODにつきましても、大きい数字のまま、河川に流すことになってしまいます。

	<p>7ページの「表1-4 処理場からの放流水質等の目安」では、現在の水質の状況、それから箒川ですとか那珂川の水質の状況が書いてございます。通常、私どもの処理場では、一番左側にBOD水質の数字が載っておりますが、15mg/lの基準、それ以下で放流しています。それを遥かに凌ぐ、汚れた汚水が流れ込んでしまうという危険性があるわけです。</p> <p>7ページの下黄色の枠でございますが、パターン2を採用した場合には、処理場では、処理場機器は色々な特性があり、故障時の事故内容も多岐に渡る。電気系統の故障などで全施設運転停止の場合は最大26,000人以上もの市民生活に影響が生じる。未処理放流の場合は、ヤマメやイワナの住む河川を汚濁し、環境への影響や観光地でのイメージダウンなどの影響も大きい、ということで、清流那珂川の汚染に出る影響、それから観光地でのイメージということであれば、例えば塩原ダムですと、ダム湖がありますので、そこは閉鎖性の水域でもあるわけでございます。当然ながら環境基準の面でも大変大きな影響が出てまいります。</p> <p>以上が管渠、処理場についてのリスク、コストとの相関関係を説明させていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。一旦ここでご質問をお受けしましょうか。後でこれを受けた上で、財源、経営のあり方を、具体的な数値でご説明いただきますので、その際に必要があれば、前に戻っていただいて結構でございます。そういうことで、とりあえず今までのところでご質問、ご意見があればお出しただけないでしょうか。お願いいたします。</p>
坂内（敏）委員	<p>6ページに「例えば」というのが2つございますが、これは後で出てくるのでしょうか、塩原は25年経っているのですよね？そのくらい経つと限界にきているということで、その当時25年後のことが計算できなかったわけではないと思います。当然料金に反映されているものと私どもは理解して料金を払っているのですが、それがちょっと違って来たということなののでしょうか。</p>
太田会長	<p>確認なのですが、今のご質問の箇所は何ページか、もう一度お願いします。</p>
坂内（敏）委員	<p>6ページです。</p>
太田会長	<p>6ページの「例えば」のところですか？</p>
坂内（敏）委員	<p>「例えば」というか全体もそうなのですが、使用料というのはリスク料を含めた使用料を支払っているというのが我々の意識ですよ。</p>
太田会長	<p>今の使用料の中に見込んでいないのか、というお話ですね。</p>

坂内（敏）委員	はい。
太田会長	事務局の方、いかがですか。
事務局（舟岡）	維持管理上、何年か後には耐用年数ということがありますが、そういったことについては、当時から更新時の部分まで含めた料金設定というのは、たぶん全国でも行っていないと思います。というのは、最初から高額の使用料をとるということよりむしろ、公共水域の水質保全、それから各家庭の生活向上の方が主ということで進めていますので、広く公共下水道を使うということの普及の方が主であって、やっと全国でも下水道がある程度の年数が経ってきて、こういった長寿命化、延命という作業に入ってきたところです。
太田会長	よろしいですか。
坂内（敏）委員	また後ほど説明があるでしょうから、そのときに。
太田会長	はい。他にいかがでしょうか。  《特になし》  それでは一応、最初の議題につきましては、ご説明をさせていただいたということで確認をいただいて、次の議題と併せて、またトータルにご審議いただくということにさせていただきたいと思います。 それでは、議題の「(2) 下水道事業の経営の方向性」についてご説明いただきたいと思います。
事務局（飯田）	それでは、「2. 下水道事業の経営の方向性」について説明させていただきます。 「2-1. 下水道事業の経営状況」について説明いたします。前回の審議会において、那須塩原市の下水道事業の経営状況を説明しましたが、何が問題で、どういう改善が必要と考えられるのかを再度説明したいと思います。 次表に、県内市町、全国平均、同規模都市平均との下水道経営状況の比較を示しました。表2-1では、那須塩原市、県内市町、全国平均、同規模都市平均の順で汚水処理原価、使用料単価、経費回収率を表しています。 参考としまして、次の9ページに県内における各市町の経営状況を示しました。太い文字が那須塩原市となります。特に、汚水処理原価、使用料単価、経費回収率の水色に塗られた部分を見ていただければと思います。県内において那須塩原市と同規模都市とは、小山市、佐野市、鹿沼市、日光市となります。同規模都市の基準は、排水区域人口、1haあたりの有収水量、供用開始後何年経過しているか等で分類しています。これらの都市の経費回収率を見ますと、



那須塩原市が一番低い状況であることがわかります。

8ページに戻りまして、表2-1における那須塩原市の汚水処理原価1㎡当たり178.8円、これ以後単価等についての「1㎡あたり」の表現は省略いたします。使用料単価129.9円、経費回収率72.7%という数値ですが、使用料収入や汚水処理費（私費負担分）を他都市と比較すると、次のことが窺えます。

①汚水処理原価（私費負担分）は、県内市町平均や全国平均と比べると高いが、同規模都市平均と比べると低い原価となっており、汚水処理費は低く抑えられている。

②使用料単価は、同規模都市平均はもちろん、県内市町平均及び全国平均よりも低いことから、他都市に比べて低い使用料単価となっている。

③経費回収率は、同規模都市平均はもちろん、県内市町平均及び全国平均よりも低いことから、他都市に比べて低い経費回収率となっている。

この①～③で言えることは、那須塩原市の下水道事業は、包括的民間委託や借換債活用などの経営努力により汚水処理費を低く抑えているものの、使用料単価が比較的低いことから使用料収入だけで私費負担分の汚水処理費を賄うことが出来ず、不足分を一般会計から基準外繰入金として補填している、ということが言えます。

以上のことから、今後は、経費負担区分原則にもとづき一般会計からの基準外繰入金を低減・解消していくために、汚水処理費のさらなる低減はもちろんのこと、使用料単価の見直しについても検討していく必要があります。

次に、10ページをご覧ください。「2-2. 下水道事業の財政シミュレーション」の説明に入りたいと思います。

「(1) 基本的考え方」将来の財政予測を行うにあたっては、経費負担区分原則に基づき基準外繰入金の解消が目標となりますが、そのためには支出の抑制（コスト縮減）を合理的に進めるとともに、それでも不足する財源については、費用や負担の平準化などの工夫を図りながら確保していくことが求められます。

「①支出の抑制について」「1) 污水管渠の整備（施策1-1）」現行の計画では、平成23年から38年で年平均28ha、平成39年から54年で年平均約60haを整備することで整備を完了させる予定ですが、本ビジョンでは、生活排水処理基本構想で確定している平成37年までの整備面積は踏襲するものの、平成38年以降は事業費抑制のため、年平均28haのペースで整備することとします。

「2) 水処理センターの増設（施策1-3）」水処理センターの増設については、施策1-1の実施に併せて行います。

「3) 下水道施設の計画的な管理（施策2-3）」維持管理費については、これまでも包括的民間委託の導入により経費節減の努力を行っている一方で、今後は施設の老朽化に伴い、修繕費等の増加が見込まれます。本ビジョンでは、

引き続き改善を進めていくことにより、現在の維持管理費水準（単価）を維持していくものとします。

「4）管渠・処理場の更新（施策2－5）」これまでに建設された既存ストック（管渠、処理場）については、計画期間中にその一部を更新する必要があります。安全性を最優先するのであれば極力早い段階で更新していくことが理想ですが、本ビジョンでは、現在の維持管理費水準の中で予防保全を行い、更新時期を延ばすことで事業費の低減を図ります。

「5）雨水管渠の整備（施策3－1）」雨水管渠の整備については、現在の整備枠の中で、浸水被害が起こりやすい地区を優先的に行っていきます。

「6）その他の施策」その他の施策（耐震化、経営改善）については、総建設改良費の一定比率の枠を確保します。その他、流域下水道への負担金などの必要経費を計上します。

なお、将来事業費の予測にあたり、上記で述べた事業費を計上した後、年度間の事業費の変動を緩和し、経費負担の急増を回避するため、建設改良費について、平準化を図ります。

11ページを開いてください。一番上の図は、事業費の平準化のイメージ図となります。左側は、前回の審議会において説明した平成21年度実績ベースでのシミュレーションです。これを基にしまして、建設改良費を平準化するというのが右の図になります。平準化という言葉の意味ですが、例えば、「単年度事業で3億円であったものを3年間事業として各年度1億円ずつにする」ということです。

「②財源の確保」「1）資本費平準化債の活用」現状における経費回収率は約73%（平成21年度）と低いものの、借金の返済（起債償還費）ピークは過ぎており、今後は資本費（起債償還費）が低下していくことが予想されます。そこで、基準外繰入金が多額に発生する年度に資本費平準化債を活用することで、資本費の平準化を図ることが考えられます。下の図は、起債償還費が今後下がっていくというグラフです。

「2）使用料単価の改定」現状の使用料単価は他都市に比べて比較的安く設定されていることから、使用料単価を改定することにより、基準外繰入金の圧縮を図ることが考えられます。

次に12ページですが、先程説明しました資本費平準化債、これは起債なのですが、どういう起債かを説明したいと思います。

「資本費平準化債の目的」ですが、資本費平準化債とは、簡単に言えば「借金のための借金」です。目的は、建設した施設の耐用年数と、財源として借り入れた借金の償還期間の時間差によって生じる資金不足を解消することです。通常、地方債の元金償還期間は23年から25年ですが、下水道施設の耐用年数は平均で45年程度ですので、耐用年数と元金償還期間の間に約20年の時間差があります。例えば、耐用年数が50年のものを50年間で返済するよう

	<p>な条件の借金であれば、各世代で借金を均等に負担していると言えます。ところが、耐用年数50年のものを30年間で返済しなければいけない場合、耐用年数との差である20年間の将来負担分も30年間で返済していることとなります。このような時間差による資金不足を解消して世代間の負担の公平化を図る、つまり「資本費」を「平準化」するために設けられたのが資本費平準化債です。</p> <p>次に、「資本費平準化債の仕組み」。資本費平準化債の借入可能額は、以下の算式で求められます。資本費平準化債借入可能額は、各年度の元金償還額から各年度の減価償却費を差し引く。また、地方公営企業法を適用していない…</p>
太田会長	<p>ちょっと途中で申し訳ないのですが、詳しい制度の仕組みの説明は、いいと思います。もしご質問があれば答えていただいて、資本費平準化債がどのようなものか、その主旨だけ今お話しいただいたので、次にいっていただけますか。すみません。</p>
事務局（飯田）	<p>資本費平準化債については、簡単に言いますと、メリットとしては、基準外繰入金を抑えることができます。そして、世代間の負担の公平が図れるということになります。デメリットとしては、新たに借金するという形になるので、後年度に資本費を増加させることとなります。利息の負担が増えることとなります。</p> <p>この資本費平準化債の借入にあたっては、後年度の資本費を増加させるわけですから、その分資本費を回収できるように計画を作成し、料金の適正化を図ることが必要となってきます。</p> <p>次に13ページを開いてください。「(2) 財政シミュレーションパターン」とあります。これについては、先程パターン1と2という形で説明をしました。その中で、パターン1をパターン1-1とパターン1-2に分けています。パターン2も、パターン2-1とパターン2-2に分けています。</p> <p>まず、パターン1-1については、管渠・処理場の更新サイクルを平均耐用年数で行う場合、もう1つは、建設改良費の平準化を、管渠・処理場の新設・更新を含めて実施する場合ということです。</p> <p>パターン1-2については、パターン1-1に対して、資本費の平準化を図るため、資本費平準化債を活用する場となります。</p> <p>パターン2-1、これについては、管渠・処理場の更新サイクルを最大耐用年数で行った場合となります。建設改良費の平準化は、当然耐用年数が延びるわけなので、その分建設改良費も低く抑えられることとなります。</p> <p>パターン2-2については、やはり資本費平準化債を借りた場となります。</p> <p>14ページの表を開いてください。4つの表があるのですが、左上の図については、建設改良費の平成23年から52年までの予測となります。緑色が管</p>

渠の整備、あずき色が管渠の更新、濃い緑色が処理場の整備・増設関係、青色が処理場の更新という部分になります。薄い水色は流域建設負担金、桃色は資源化工場負担金、オレンジ色はその他の事業となります。

この建設改良費を平準化した場合で、その財源としては、①、②、③の図になるわけですが、右上の①の図は、使用料単価を平成21年度実績の129.9円とした場合の表となります。①の図を見ますと、基準外繰入金自体は平成41年で解消するシミュレーションになっています。

左下の②の図ですが、これについては、平成23年から平成52年までの30年間の中で、経費回収率100%とした場合のシミュレーションです。平成35年まで基準外繰入金があるわけですが、平成23年から平成35年までの基準外繰入金の部分をこの年度以降のいわゆる剰余金で回収するということで、平成52年には回収率が100%になるという予測です。

次に右下の③ですが、これは②の図を基に、30年間で経費回収率100%を目指すということで、使用料を5年ごとに値上げ率3.1%で改定した場合です。最初は133.9円で始まりまして、最後には156.1円というようになります。これは30年間で回収率100%というシミュレーションをやった結果でこの金額が出たということになります。ここで追記をお願いしたいのですが、14ページの図2-1-3の下の部分の字が消えてしまっているのですが、「パターン1-1・使用料単価；回収率」の後に「100%」と追記をお願いします。申し訳ありません。

15ページを開いてください。15ページについては、この3つの図からどういうことが読み取れるのかという部分で、長期的な観点と、中期ビジョンの視点からまとめました。

このまとめの中に①、②、③と書いてあるのですが、これについては下の表の①、②、③や14ページの図①、②、③と関連してコメントしています。

まず長期的な観点からということで、

①現行の使用料単価の場合、基準外繰入金は平成23年から平成52年の累計で約36億円に達します。

②経費回収率を100%とする場合の使用料単価は144.9円となるが、その場合の基準外繰入金は平成23年から平成52年の累計で約18億円にまで圧縮され、現行使用料単価の場合に比べて約18億円圧縮することが可能となります。平成36年以降は基準外繰入金が解消されることとなります。

③段階的に使用料を改定する（5年ごとに改定・値上げ率3.1%）場合、利用者の急激な負担増を緩和する効果があるが、経費回収率を100%とするためには、使用料単価は、最大156.1円まで値上げをする必要が生じます。

次に、中期ビジョンの視点から見てみます。平成23年から平成32年までの10年間の視点ということになります。

①現行の使用料単価では、平成23年から平成32年の10年間の経費回収率は77.0%と低く、基準外繰入金も累計で約28億円必要となります。

②仮に使用料単価を144.9円としても、平成23年から平成32年の10年間における基準外繰入金は累計で約17億円必要となります。

③段階的料金改定を行った場合には、平成23年から平成32年までの使用料単価を低くすることが可能であるが、基準外繰入金は累計約23億円となります。

次に16ページを開いてください。16ページのシミュレーションについては、建設改良費はそのままとしまして、財源の方で資本費平準化債を活用した場合ということになります。

①については、平成23年から平成52年まで、平成21年度実績による使用料単価129.9円とした場合の財源状況となります。赤い部分が基準外繰入金で、青い部分が資本費平準化債です。このシミュレーションでは、平成52年まで、基準外繰入金が解消できていないという見方になります。

左下の②は、30年間で基準外繰入金を解消する、経費回収率を100%にする場合です。ここでは、基準外繰入金の赤い部分がかなり減りまして、平成41年には解消するという見方になります。使用料を、平成23年から平成52年まで、毎年145.6円とした場合になります。

次に右下の③は、段階的に料金改定し、②と同じように30年間で経費回収率100%とする場合です。最初は134.1円で始まり、最終年度で157.0円となります。5年毎に値上げして、値上げ率3.2%ということになります。基準外繰入金は、平成38年で解消するという見方になります。

17ページを開いてください。今の3つの図から、長期的な観点から見ますと、

①資本費平準化債の活用により基準外繰入金は、年間を通して一定となるものの、現行の使用料単価では、平成23年から平成52年の累計で約37億円に達することになります。

②経費回収率を100%とする場合の使用料単価は145.6円となるが、その場合の基準外繰入金は、平成23年から平成52年の累計で約3億円にまで圧縮され、現行使用料単価に比べて約34億円圧縮することが可能となるとともに、平成42年以降は基準外繰入金が解消されることになります。

③段階的に使用料を改定する（5年ごとに改定・値上げ率3.2%）場合、利用者の急激な負担増を緩和する効果があるが、経費回収率を100%とするためには、使用料単価は最大157.0円まで値上げする必要が生じます。

次に、中期ビジョンの視点から。

①現行の使用料単価の場合、資本費平準化債の活用により、平成23年から平成32年の10年間で経費回収率は、約88%と早期に向上します。

②仮に使用料単価を145.6円とした場合、平成23年から平成32年の10年間における基準外繰入金は累計で約2億円にまで圧縮されます。

③段階的料金改定を行った場合には、平成23年から平成32年までの使用

料単価を低くすることができ、同期間での基準外繰入金の累計は約8億円まで圧縮することができます。

ここまでが、パターン1の部分になります。

次に18ページを開いてください。パターン2の方ですが、これについては更新サイクルを最大耐用年数として投資額を抑制し、建設改良費を平準化するとした場合です。左上の図が、建設改良費の、最大耐用年数を採用した場合の投資額となります。

右上の①がその財源となります。①の図を見ますと、基準外繰入金が平成40年で解消されるということになりますので、先程のパターン1-1と比較すると、1年前倒して解消されるという見方になります。

次に②では、30年で経費回収率を100%にする場合の図です。これについては、平成35年で基準外繰入金が解消されるという見方になっています。

ここで、③の図は載せてはいないのですが、先程のパターン1-1と1-2の③の図をイメージしていただければと思います。

この①、②について、まず長期的な観点から。

①現行の使用料単価の場合、基準外繰入金は平成23年から平成52年の累計で約34億円に達します。

②経費回収率を100%とする場合の使用料単価は141.9円となるが、その場合の基準外繰入金は平成23年から平成52年の累計で約21億円にまで圧縮され、現行使用料単価の場合に比べて約13億円圧縮することが可能となるとともに、平成36年以降は基準外繰入金が解消されます。

中期ビジョンの視点から。

①現行の使用料単価では、平成23年から平成32年の10年間の経費回収率は77.0%と低く、基準外繰入金も累計で約28億円必要となります。

②仮に使用料単価を141.9円としても、平成23年から平成32年の10年間における基準外繰入金は、累計で約19億円必要となります。

次に19ページを開いてください。19ページは、パターン2-1の建設改良費はそのままとして、財源において資本費平準化債を活用するというものです。

①の図を見てください。基準外繰入金は平成23年から平成52年まで解消されない状況になります。

②については、30年間で経費回収率を100%にする場合の図です。ここでは、平成41年に基準外繰入金が解消されます。基準外繰入金の額も少なくなっている状況になります。

長期的な観点から。

①資本費平準化債の活用により基準外繰入金は年間を通して一定となるもの

の、現行の使用料単価では平成23年から平成52年の累計で約30億円に達します。

②経費回収率を100%とする場合の使用料単価は142.7円となりますが、その場合の基準外繰入金は、平成23年から平成52年の累計で約3億円にまで圧縮され、現行使用料単価に比べて約27億円圧縮することが可能となるとともに、平成42年以降は基準外繰入金が消滅されます。

中期ビジョンの視点から。

①現行の使用料単価の場合、資本費平準化債の活用により、平成23年から平成32年の10年間で経費回収率は90%と早期に向上します。

②仮に使用料単価を142.7円とした場合、平成23年から平成32年の10年間における基準外繰入金は累計で約1億円にまで圧縮されます。

以上が、財政シミュレーションの説明となります。

20ページを開いてください。20ページ、21ページについては、財政シミュレーション結果の比較となります。20ページが平均耐用年数を採用した場合です。

まず、パターン1-1について、「使用料単価；現行の場合」で考えられること、考察の部分を見ていきたいと思えます。経費回収率は、長期においては約90%まで向上するものの、中期においては77.0%と低い回収率となっています。

「使用料単価；経費回収率100%の場合」の考察では、現行の使用料単価に比べ、15円改定することで、長期における基準外繰入金は18億円減少することから、料金改定による基準外繰入金の抑制効果が大きいということになります。

「使用料単価；段階的料金改定（5年毎・値上げ率3.1%）経費回収率100%の場合」の考察では、平成23年から平成32年は使用料単価を抑制し、利用者の急激な負担増を緩和する効果はあるものの、経費回収率100%を達成するためには、平成43年から平成52年には使用料単価をさらに値上げする必要があります。

次にパターン1-2について、右側の方を見ていきたいと思えます。

「使用料単価；現行の場合」の考察では、パターン1-1に比べ、中期の基準外繰入金は15億円減少し、経費回収率も10.7%向上している。資本費平準化債の活用により、中期における基準外繰入金の抑制効果が大きくなるということです。

「使用料単価；経費回収率100%の場合」の考察では、パターン1-1に比べ、若干使用料単価が高い（対現行単価で15.7円増）ものの、資本費平準化債を活用することで中期において経費回収率を100%近くに引き上げることができます。

「使用料単価；段階的料金改定（５年毎・値上げ率３．１％）経費回収率１００％の場合」の考察では、パターン１－１に比べ、若干使用料単価が高いが、資本費平準化債を活用することにより、中期において経費回収率を引き上げることができるということになります。

次に２１ページを開いてください。

２１ページは、更新年数を最大耐用年数とした場合です。パターン２－１とパターン２－２で言えることは、中期で約７億円、長期で約６３億円、建設改良費が減少するということになります。更新年数をパターン１－１及びパターン１－２よりも１０年から３５年延ばすことにより建設改良費を抑制する代わりに、既存施設の老朽化に伴い故障の確率が高くなり、道路陥没や未処理放流などのリスクが高くなります。

パターン２－１の「使用料単価；現行の場合」の考察では、パターン１－１に比べて、基準外繰入金は中期で変わらず、長期でも２億円しか減少しない。パターン１－１に比べ、経費回収率は中期では変わらず、長期でも１．８％しか向上しない。建設改良費を抑制しても、基準外繰入金の抑制効果がそれほど見られないということになります。

次に、「使用料単価；経費回収率１００％の場合」の考察では、パターン１－１に比べて、使用料単価は低く、３円ほど減少するものの、中期における汚水処理原価が変わらないため、基準外繰入金は若干増加しています。

次にパターン２－２を見てください。

「使用料単価；現行の場合」の考察では、パターン１－２と同様に、資本費平準化債の活用により、中期における基準外繰入金の抑制効果が大きくなります。

次に、「使用料単価；経費回収率１００％の場合」の考察では、パターン１－２と同様に、資本費平準化債の活用により、中期における経費回収率は１００％近くになるということです。

パターン１とパターン２の総評として言えることですが、

①建設改良費を抑制しても、基準外繰入金の抑制効果があまり見られず、むしろ道路陥没や未処理放流などのリスクが高まるデメリットがある。

②資本費平準化債を活用することで資本費が平準化され、中期においても経費回収率を向上することが可能となる。

③現行の使用料単価を１５円から１８円程度改定することにより、長期における経費回収率は１００％となり、併せて資本費平準化債を活用することで中期においても１００％近くに向上させることが可能となる。

④使用料の段階的な値上げにより、中期における利用者の急激な負担増を緩和する効果は見られるが、長期的には、経費回収率を１００％とするために使用料単価を１５０円以上にする必要が生じる。



<p>太田会長</p>	<p>以上が総評ということになります。</p> <p>ここまでが財政シミュレーションのパターンの説明となります。最後の22ページについては、20ページ、21ページの説明をより見やすくまとめた表となります。右側に備考欄として空白にしました。委員さんのほうで、評価や、コメント等を入れる等に活用していただければと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。数字の比較ということなので、説明する側も大変だったろうと思いますし、お聞きになった皆さんもお疲れになったと思いますから、ここで休憩を10分ほど入れさせていただいて、その間で色々ご質問いただく内容とか、あるいはご意見を整理していただいて、3時から再開ということにさせていただきたいのですがよろしいですか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>ではそのようにさせていただきます。10分休憩します。</p> <p>～10分間休憩～</p>
<p>太田会長</p>	<p>では、定刻のちょっと前ですが、皆さんお揃いのようなので、再開させていただきます。</p> <p>色々としミュレーションのパターンの比較について、細かい数字を具体的に説明していただきました。ご意見があればいただくということにして、まずはご質問があればそちらから入らせていただいて、事務局の方からお答えをいただいた上で、またご意見をいただくということにさせていただければと思います。</p> <p>いかがでしょうか、わかりにくい部分もあったかと思います。具体的に疑問に思われた点をご指摘いただいて、ご質問いただけないでしょうか。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>9ページの数字の表ですね。青い部分の右側のところ、「経費回収率」となっていますね。「経費回収率」という言葉がいっぱい使っているのですが、例えば15ページの中段に赤い字で「経費回収率は77.0%」ですとか、その後の19ページで今度は「経費回収率が早期に向上する」と書いてあります。これらの「経費回収率」というのは、当然9ページの「経費回収率」と同じ意味ですよ？</p>
<p>太田会長</p>	<p>はい、言葉の意味合いは同じです。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>その辺がちょっと理解できないのですが。</p>

太田会長	9ページで出てくる「経費回収率」と、シミュレーションで出てくる「経費回収率」とは違うのではないかと、ということですか？
坂内（敏）委員	19ページの「中期ビジョンの視点から…」の「経費回収率」が、90%に何で向上するのか。
事務局（飯田）	9ページの「経費回収率」については、平成21年度実績での単年度で見た場合の回収率なのですが、こちらの14ページですとか15ページの「経費回収率」は、30年間で見た場合になりまして、例えば14ページの②の棒グラフを見ていただくと、平成23年から35年までの赤い色の基準外繰入金合計が、平成36年から52年までの茶色の使用料の剰余金、その分で穴埋めするという見方での「経費回収率100%」ということになります。
太田会長	ひとつ確認をさせていただくと、「経費回収率」という言葉の意味は同じですが、時期が、現時点で言っている経費回収率の現状なのか、それとも向こう10年間、20年間、30年間という将来を推計したときの経費回収率かというその違いだけだ、というご説明かと思えます。
坂内（敏）委員	ちょっと違うのではないかと思うのですよね。この9ページの72.7%が、こうやって数字を操作しただけで100%になってしまう。何でこの茶色の使用料収入がこんなに伸びるのか。使用料収入を、100%に計算してしまうということなのですか？
太田会長	では事務局の方で、使用料との関係も含めて説明いただけますか。
事務局（飯田）	基準外繰入金というものは厳に慎むべきという観点から、平成23年から52年の30年間の中で、基準外繰入金は本来繰入れるべきものではないのですが、それを今後の使用料剰余金で回収するという見方で作っております。
坂内（敏）委員	そうすると、72.7%を100%にしてしまうということですね？例えば、27.3%を損金としてカットしてしまうというような考え方なのですか？
太田会長	基本的には、今ご覧いただいている9ページの前の8ページをご覧くださいなのですが、ここで下から4行目、「以上のことから、今後は、経費負担区分原則にもとづき一般会計からの基準外繰入金を低減・解消していくために」と、こういうことなんです。ここで言っている「経費負担区分原則」というのは、前に事務局からのご説明もありましたが、汚水経費については原因者、受益者負担ということで、お使いになった方々に負担していただく。本来そういう原則があるのですが、原則どおりに実際には使用料が徴収できていない。その不足分を一般会計から基準外という形で入れている。一般会計からの持ち出しに

	<p>なっている。そしてその持ち出し分は従って教育とか福祉の財源を食っている。そういう関係にあるということです。それを無くして、経費負担区分原則どおりに、汚水処理分に係る回収率を100%にしたいというのが事務局案の基本の考え方だと思います。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>財政技術的にはそういうことになるのですが、解消するのにただ数字だけ並べてやっていってしまうと確かに100%ですよ。使用料収入、どの表を見てもそうですよね。だからそういうことを市民の皆が了解しなければならぬということなのではないでしょうか、そういう答申を私たちが出していくということなのですか？</p>
<p>太田会長</p>	<p>そこのところは、いや、そういう必要はないのではないかと、例えば最初のところで3つの要素のバランスの説明をされましたよね？あまりコストをかけたくないと言いましょか、そういう意味で、たとえ使用料で負担するにしても、基になるコストをかけたくない。その分、当然かけたくないということは、安くてサービス水準も高いというのはなかなか通用しませんので、その分のリスクは十分理解した上で、その上で安い方を選ぶかどうかということですね。</p> <p>そういうところのご審議をいただいて、それで先程の説明の中には色々な工夫が入っていて複雑なのですが、要するに平準化するというのは、一般会計からすると、単年度に多額の繰出金が出ていくとつらいわけですよ。それをできる限り均等化していくとか。それから、負担する側からすると、やはり一定の期間に集中するのはつらいから、少し先延ばしして、借金のための借金を講じて、先の世代にまで負担をしてもらおうとか、使用料を段階的に上げるとか、当面の10年間は抑えるとか、そういう選択肢があるんですね。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>それはわかるのですが…。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>この表を見せていただくと、9ページで、那須塩原市の汚水処理原価が178.8円かかっている、今私たちが納めている使用料の単価が129.9円なので、その差額がだんだん積み重なって多額になるから、ある程度使用者に負担させたいということでしょうか。22ページを見ているのですが、この中ほどの1-2の欄を単純に見ると、使用料単価が1-2の図①で129.9円と、図②で145.6円。そうすると、私たち一般家庭の標準的な料金に直すとどれくらいの差が出るのですか？</p>
<p>太田会長</p>	<p>これは、例えば月20㎡くらいの標準使用量での計算はしていますか？</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>とても丁寧な説明なので、疲れるくらいですけども、単純に私が主婦の立場として質問させていただきました。</p>

事務局（舟岡）	では、月20m <sup>3</sup> として計算します。
太田会長	他にいかがですか。
三本木委員	<p>8ページの青い枠の中で、「那須塩原市の下水道事業は、包括的民間委託や借換債活用などの経営努力により汚水処理費を低く抑えているものの、使用料単価が比較的低いことから、使用料収入だけで私費負担分の汚水処理費を賄うことが出来ず、不足分を一般会計から基準外繰入金として補填している」とありますが、これは一番身近なところではどれくらいの金額が補填されているのですか？</p> <p>それから、10ページの「6）その他の施策」のところで、「その他、流域下水道への負担金などの必要経費を計上します。」ということですが、これも最も身近なところでの流域下水道の負担金をどれくらい払っているのか教えていただけますか。本市が負担している流域下水道の金額だけで結構です。全体でしか出ていないというならそれでも結構です。答えは後でいいですよ。</p>
太田会長	すぐ出るのではないですか？下水道のパンフレットに載っていませんか？
三本木委員	載っていた記憶はあったのですが…。
太田会長	ちょっと用意してもらいます。他にいかがでしょうか。
菊地委員	<p>今の質問と多少関連があるかも知れませんが、使用料単価129.9円が高いか低いか、将来これをどうするかというのが、簡単に言えば主な問題なのではないかと思うのですが、それを判断するひとつの材料としまして、例えば塩谷町の公共下水道中止の話でも、合併処理浄化槽を使ってやるということが書いてあります。</p> <p>私の家は合併処理浄化槽ですが、これはもちろん水洗便所に水道の水を使っているということも関係すると思うし、またメンテナンスとか維持管理の費用、償却費とか色々なコストがもちろんかかっています。合併処理浄化槽と公共下水道との標準の家庭で、例えば4人の家族でコストがどれだけ違いがあるのでしょうか。私はむしろ合併処理浄化槽を使っている方がコストが高いのではないかと思っています。ちょっとこれは正確なデータは何もないのですが、月に4～5,000円のお金がかかっているという感じがするので、ここで129.9円使用者が負担している公共下水道のコストと、どんな風に比較できるかわかりになれば、情報をいただきたいと思うのですが。</p>
太田会長	わかりました。今のご質問はわかりましたよね？
事務局（舟岡）	はい、確か作ったものがあったと思います。

<p>長谷川委員</p>	<p>それと先程の長谷川委員のご質問で、単純に料金的な部分でいきますと、現行の129.9円の場合、2ヶ月で20m<sup>3</sup>まで一般家庭で使った場合では、598円という基本料金になります。145.6円の場合ですと、2,912円ということで、差は2ヶ月で314円くらいですね。</p> <p>1ヶ月にすると150円くらいですね。単純な計算では、それを上げることによって、30年後には0になるということですね。</p>
<p>事務局（舟岡）</p>	<p>そうですね。水道の場合は原水、元々の水はきれいな水を処理して飲み水にしているのですが、下水道の場合は、汚い水のある程度きれいに、BODでいきますと15mg/lまで落として河川放流するというので、処理場については、きれいな水より汚い水をきれいにし出す方が処理費が非常に高いので、本来ですと、水道料金より下水道料金の方が高くても当たり前なのかも知れませんが、それは公共事業ということで抑えているのが現状です。</p>
<p>長谷川委員</p>	<p>ちょっと話が変わってくるかも知れませんが、12月から水道料金が変わるという表が配布されましたよね。下水道使用料が変わるという表はありませんでした。私たちが銀行から引き落としされる時は、両方あわせて徴収していますよね。それなのに、水道のものだけだったものですから、実はこの前の審議会の帰りに、消費者としては合わさった料金表が欲しいと言ったら、水道課の方は困っていたのですが、私は難しいことはないと思うから、消費税を含めた一覧表を作ってくださいと言ったら、上司と相談してみますというお話で、一週間もしないうちに、作りました、お届けしますということで発送されてきました。</p> <p>ですから、私たちがわかりやすい方法で、今のお話だと1ヶ月で200円も上がらないで、一般会計から繰り入れなくてもやれるようになるのだったら、やはり使用者は快適な生活をさせていただいているのだから、説得して、そういうこともひとつの方法ではないかと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>事務局（飯田）</p>	<p>先程の三本木委員からのご質問への回答ですが、身近なものでいきますと、前回の審議会においても説明はしておりまして、基準外繰入金は平成21年度で3億4,000万円ほどが実績としてありました。そのうち約3億円がいわゆる資本費で、起債の元利償還金です。残りの4,000万円ほどについては、起債対象になっていない建設改良費に充てられています。</p> <p>もうひとつ、流域下水道建設負担金の平成21年度実績は、3,200万円です。これは主に何かといきますと、基本的には県の施設の北那須浄化センターという処理場の設備更新について、大田原市と割合で負担しているということで、那須塩原市分が3,200万円ということになります。</p>

三本木委員	ありがとうございます。
太田会長	他にご質問はございますか。  《特になし》  それでは、ご質問を入り混ぜてお出しただいても結構ですが、ご意見がもしあれば、どのような形でも構いません、それぞれのお考えなり率直なお気持ちを言っていたいても結構でございます。どうぞお出しください。
吉田委員	意見といたしますか、9ページの表なのですが、那須塩原市だけ太字で目立つように書いてありますよね。比較するのであれば同じ形の数字の方が見やすいのではないかと思うのですが。これはたぶん人口の多い順に上から並んでいるのでしょうが、比較するなら数字は同じ大きさの方がいいと思います。コンサルティング会社の方が作られているのだと思いますが、大きさは揃えた方がわかりやすくありませんか？見やすいように強調したのですが、比較するなら逆に揃えた方が見やすいと思います。例えば人口だけ見るにあたって、数字の頭が飛び出ているから「えっ、宇都宮より多いの？」とってしまいました。コンマの位置もずれていますし、ちょっと見づらい印象を受けました。
室井委員	頭は揃えて字の色だけ変えるとか。
吉田委員	那須塩原市だけ別の色にして数字の大きさは揃えた方がいいですよ。桁は揃えた方がわかりやすいと思うのですが、どうでしょう。
渋井委員	文字の大きさは揃えて、形を変えるなどして目立つようにすればいいのではないのでしょうか。
吉田委員	「経営状況の比較をしました」というのであれば、比較しやすいようにした方がいいと思います。
三本木委員	桁がひとつ浮いてしまっているように見えますよね。
吉田委員	ずば抜けて人口が多いように見えます。
太田会長	では事務局の方からお願いします。
事務局（相葉）	以後見やすいように注意したいと思います。
吉田委員	つまらないことすみません。

事務局（舟岡）	すみません、先程下水道と浄化槽の料金の関係のご質問があったと思います。下水道については先程からお話があるように、129.9円というのが1㎡あたりの単価になります。平成15年度の決算値で国が出している数字なのですが、合併処理浄化槽の使用料単価ということで同じように出しているものについては、1㎡あたり135円というのが一般家庭で考えたときの浄化槽の使用料単価に換算されます。
長谷川委員	これは市町村か何かで規定があるのですか？これ以上上げてはいけないというような。
事務局（舟岡）	それは全然ないです。
長谷川委員	9ページの表を見ると、水の豊富な町は処理費用が安くなっているような気がするのですが。
坂内（敏）委員	水の豊富さもあるのでしょうか、傾斜ということもありますよね。下水というのは圧力をかけて流すのではなくて、傾斜で流しますから、平らなところほど経費がかかるのです。
事務局（舟岡）	処理している水の量というのは、あとは普及率の関係がありまして、なかなか普及率が上がらない、例えば先程の塩谷町の例ではないですが、那須烏山市あたりも普及率が上がらないということで、そういった部分についてはもう下水道をやめて、合併処理浄化槽に切り替えようという、議会の方でもそういう話が出ている地域もあります。ですから、汚水処理量というのは人口とか普及率に関係しますので、一概には言えません。
坂内（敏）委員	料金は市内平均の料金ですよね？
事務局（舟岡）	今の数字はそうです。黒磯地区ですと20㎡まで2,446円という額ですね。西那須野については2,310円で、黒磯より若干安いですね。塩原地区については2,100円ということですね。そういった料金設定になっています。
渋井委員	いただいた冊子（注：『那須塩原市の下水道』）の22ページですね。
太田会長	今お持ちの方はご参照ください。
事務局（舟岡）	最初に申し上げれば良かったのですが、『那須塩原市の下水道』という統計資料を、9月で決算が終わりまして新しいものを作りましたので、今回お渡ししております。この中には、料金もそうですが、整備状況とか、そういった部分

<p>太田会長</p>	<p>についても記載されていますので、資料としてご利用ください。農業集落排水や合併処理浄化槽の関係についても載っています。</p> <p>いかがでしょうか。これはあくまでも、先程も説明がありましたが、地域ごとの個別の料金ということではなくて、全部トータルで平均して出していますので、個々の地域ごとの料金の関係はまた別に取り扱わせていただきたいと思います。</p>
<p>関谷委員</p>	<p>ひとつよろしいでしょうか。以前は浄化槽の補助金が出ていたのですが、現在も補助金が出ているのでしょうか。どのくらいの割合で出ていますか。</p>
<p>事務局（舟岡）</p>	<p>合併処理浄化槽の補助金は現在も出ておりまして、エリア的に言いますと、下水道の全体計画区域内です。下水道の認可区域というのは今実施している区域なんですね。その外側に全体計画、ここまで下水道をやりましょうという区域までは補助金が出ています。</p> <p>平成23年度からは、栃木県の補助金、金額の割合でいうと3分の0.8くらいで、国が3分の1、残りが市ということなのですが、県の方では、下水道全体計画区域、要するに下水道を将来的に整備するという区域については補助金を出さないということになりますので、全体計画をあまりにも大きなものにしておくと、いつになってもなかなか下水道が整備されないけれども、補助金の面で不利益を被る地域が出てしまうということで、今、生活排水処理構想の見直しをする中ではできるだけ全体計画区域を小さくしておいて、その中の下水道が完備されて、なおかつ外へ広げようというときにまた区域を広げるといような考えで進めています。ですから、浄化槽については、現段階も区域の外には補助金が出ています。</p>
<p>関谷委員</p>	<p>国と市町とで満額補助が出るのですか。</p>
<p>事務局（舟岡）</p>	<p>通常5人槽を作るのに、業者さんの金額によっても異なりますが、80万円から100万円くらいが浄化槽を設置する費用としてかかります。それに対して、5人槽だと33万2,000円の補助金が出ます。5人槽というのは基本的に建物の面積が130㎡くらいの建物の場合です。それを超えると7人槽、また2世帯住宅のように大きい建物、トイレもお風呂も別々にあるようなところについては10人槽ということで、54万8,000円くらいの補助金を出していますが、浄化槽が大きくなると、どうしても浄化槽の費用が高くなります。簡単に言えば、設置費100万円として、3分の1が補助金、というくらいの金額になります。</p>
<p>関谷委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>



太田会長	他にいかがでしょうか。
室井委員	浄化槽のことですが、新築する場合、下水道が入っていて、それでも浄化槽にするというのは許可を出していないですよね？
事務局（舟岡）	下水道法と建築基準法という法律で縛られていまして、下水道が整備されたエリアは速やかに下水道につなげなさいということになっています。例えば「新しい家を建てますよ、私は浄化槽でやりたいです」と言っても、それは今の法律では認められません。
室井委員	建てているのを見て、ちょっと気になったところがあったものですから。
事務局（舟岡）	確認申請とかそういったもので許可が出ないわけです。ただ、リフォームをする場合に、今の浄化槽のまま同じものをまた使う、下水道には接続しないというのは、リフォームですからそれは認められるとは思いますが、建築確認上は認められません。
太田会長	<p>他にいかがですか。ご意見でも構いませんので。</p> <p>《特になし》</p> <p>それでは先程事務局からの最後のご説明にありましたが、22ページに、色々なシミュレーションの個々のご説明をまとめると、こういう形の一覧表になるというものがございます。</p> <p>一番左側がパターンの区分で、標準的な耐用年数で見ると、それとも最長期間で見るとかというところで、そのリスクが低いのは前者の方、高いのは後者の方ということで、パターンの1、更に枝番の1と2に分かれています。</p> <p>それから資本費平準化債の有無というのが左側3番目の欄にあります。これは先程のご説明のように、一般会計や使用者の負担ということを考えたときに、一時に、特に最初の10年間のところでかなり負担が加重されてくるのを先送りする、要するに借金のための借金という形で、そういう意味で世代間の負担の公平を図るということで、こうしたものを使うかどうかということの区分になっております。それに基づいて経費回収率がその後の各欄にございます。</p> <p>ちょうど真ん中の使用料単価というところをご覧くださいますと、ここで3つに区分しているものが途中にあります。これは10年ごとに段階的に引き上げるという形で使用料単価の改定を考えた場合の例です。他のところは一括して30年通しでこのような改定をした場合のことが書かれています。</p> <p>右側が基準外繰入金の繰入状況がどう変化するかということ具体的に並べております。ご審議いただくときの提案の基礎になっているのが、先程からの繰り返しになりますが、負担区分原則に基づいて、できるだけ速やかに基準外</p>

繰入金を解消していきたいということが元々の主旨としてありますので、そういう点からいくと、例えば最後まで基準外繰入金が残ってしまうようなパターンがありますね。1-1とか、あるいは1-2とか、あとは2-2とか。これらは本来の主旨からいくと少し問題を残したパターンと言えるかも知れません。

そのような形でそれぞれ比較をしていただいて、最初のリスクの高い低いということも含めて、どれが最も妥当なのか、たくさんあり過ぎてしまうのですが、どれが一番望ましいのかということを少しご検討いただいて、選択いただければということでございます。

どこから質問したらいいのか迷っておられるような状況かと思っておりますので、順を追って、少し手順を分けてご検討いただくということで提案させていただきます。

まずリスクの問題ですね。これは先程もありましたように、例えば管渠で言えば120年まで引っ張ってしまうということは、要するに2世代になりますよね。平均寿命を遥かに超えてしまいますので、そうしますと今我々が生きている世代の中で、「次の世代のことまでわしらは知らんよ」と言ったような意味合いになります。そのような決め方がいいのかというのは前提としてございますので、耐用年数の期間をどう設定するのか、平均的な標準の期間をとるのかそれとも120年まで引っ張ってしまうのかというところで、まずひとつご判断をいただくところではないかと思えます。

あとは、そのことと併せて、そのような形で無理に引っ張ってもそんなに対して効果が出ないというのは、例えば1-1、一番上の欄でございます。同じ使用料単価129.9円ですが、ここで基準外繰入金の総額を見ていただくと、標準的な耐用年数でやる、リスクが低いほうをとるというもので36.2億円で、120年まで引っ張ってリスクがかかるかも知れないという危ない選択をしたもので34億円と、2.2億円くらいの違いでしかないという、その辺の比較検討もしていただきまして、どちらを選んでいただくかということがひとつの手順としてはあるかなと思えます。

菊地委員

今会長が言われましたようなことで、私は低リスクといいますが、120年までというのは考えなくていいのではないかと思えます。

それともうひとつは使用料単価の問題、色んなシミュレーションがありますが、例えば145.6円の場合は一般会計からの負担が少なく済むのではないかと思います。それと、145円というような場合は、今説明がありましたが合併処理浄化槽を使ってもそれくらいのコストはかかると。そうすると、市民全体の公平さというか、住む場所によってあまり大きな差がないと考えると、急に129円から145円に上げるかどうかということは政治的判断もあろうかと思いますが、私は今下水道を使っていませんので、使っている方はこれくらい負担してもいいのではないかと考えています。

太田会長	<p>ありがとうございます。合併処理浄化槽との比較であるとか、リスクに対する考え方であるとか、そういうところと、いわゆる激変緩和と言いましょか、いきなり上げるかどうかということのご意見を頂戴しました。</p> <p>他はいかがですか。</p>
関谷委員	<p>4ページの、バランスの図がございますよね。これで見ますと、乱暴な言い方ですが、一番バランスのとれている真ん中の図を採用したらいいのではないかという考えになりますが、この考えだと、22ページではどれに当てはまるのですか。</p>
太田会長	<p>22ページでいいますと、リスクの高い・低い「低」の方になります。</p>
事務局（飯田）	<p>1-1の図①から1-2図③までが、パターン1の部類になります。</p>
太田会長	<p>いかがでしょうか、今ちょうど、4ページのわかりやすい図のところを挙げていただきました。3つ並んでいて、真ん中をとるか一番右端をとるかということで、いずれにしる全国平均で考えてみた場合が、先程ご指摘いただいたパターン1ということです。色々な説明がありましたのでここでは省略いたしますが、リスクをどういう風に、負担との関係で評価されるかということだと思います。</p> <p>もしご異議なければ、手順の関係でどこからお諮りするかということになりますが、いきなり全部まとめてどうですかということのもご判断しにくいと思いますので、まずはリスク評価というところでどのパターンをとるか、比較的低い方をとるのか、かなり目一杯引っ張ってリスクが高まる方をとるのかということでお諮りしてもよろしいですか？</p> <p>《異議なし》</p> <p>それでは、パターン1が比較的リスクが低い、標準的、平均的なものです。かなりリスクが高くなる可能性があるのがパターン2です。まず、パターン1の方で進めるべきではないのかというご意見の方は挙手をいただいてもいいですか？</p> <p>《全員挙手》</p> <p>ありがとうございます。全会一致ということで、パターン1を採用させていただくことにしたいと思います。</p> <p>そうしますと、パターン1の中でどういう風に考えるか。1の中でも結構ありますので、違いをお考えいただいた上で、どの案がいいかということになります。</p>

これも少しご議論いただく手順としてご案内させていただくと、次に資本費平準化債の活用というのがございます。これは先程のご説明にもありましたが、有体に言えば、借金のための借金です。負担を後世の世代に繰り延べるという、そういう形になります。ただ、主旨は、長いこと使う施設だから、それを短い期間の使用者に全部施設の建設負担を求めるといのはおかしいのではないかと。長いこと使うなら、その長い期間に応じて負担を配分したらどうか。そのために、少し先送りをしたい。その先送りのための借り換えを行う。それがここでいう資本費平準化債の内容になります。借金のための借金なので、最終的な総額費用はもちろん多くなります。多くなりますが、費用負担を配分する期間が長くなりますので、1年度ごとの負担額はなだらかになる、こういうことになります。この平準化債を用いるかどうかということについてご意見をいただいてもよろしいですか。

《異議なし》

それでは、これはやはり世代間負担の公平化のために必要だという方と、やはり借金のための借金はやるべきではないという反対のご意見の方ということで、まず世代間負担の公平のためにやむを得ないと思われる方は手を挙げていただけますか。

《4名挙手》

ではもう一方の、借金のための借金はやるべきではないと思われる方はいらっしゃいますか。

《4名挙手》

ちょうど半々くらいですね。これはちょっとにわかに決めがたいところですね。ではご意見を頂戴してもよろしいでしょうか。まずは世代間負担の公平化、借金のための借金で先延ばしした方がよいということで先程手を挙げていただいた方で、ご意見いただけないでしょうか。

坂内（敏）委員

下水道だけではなく、今、リーマンショックのようなああいいう行き過ぎもありますが、時代としては先進国はやはりお金という性質のものを活用していくという意味合いで、借金のための借金も仕方ないのかなという感覚が、私もまだ四部六くらいなのですが、6くらいでそういう考えは持っています。

本当はお金がお金を生むわけではないのですが、お金は事業からしか生まれないと私は思いますが、きちんとした事業をやって、自分たちの生活を維持していく以上は、年代がどうであれ、何十年先であれ、負担するべきものは負担すべきです。

	<p>先程私が質問しましたが、料金に反映させて、この施設は耐用年数50年で すという施設でしたら、やはり50年間を見通した料金設定というものをし てもらわないと、長く使っていくにしても、料金がいつに上がるか、だんだ んに上がるかはまた先の話でしょうけれども、市役所の考え方と、我々払っ ている側の考え方とずれがあるということには、これから先はしないようにし ていくというようなことで、この借金のための借金も、そういう意味で仕方ない のかなという感じは持っています。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。ではもう一方のご意見の方はいかがですか。</p>
関谷委員	<p>耐用年数の問題が出ていますが、かつて上水道で石綿管が奨励されていたけ れども、そう長くせずして、これはまかりならんということで、布設し直しと いうことがありました。従って、120年、全国では持っているところがある というような話ですが、下水道管、これは120年間まだ使っていないわけ ですよね。計算上では確かに120年あるいは100年持つという数字が出まし ても、果たして日本の、こういう地震の多い国で、地下に埋設するそういうも のが100年分の耐久力があるだろうか、ということを考えます。</p> <p>それから今後は人口が減っていきます。こういう社会の中で、人口が減っ ていくのに、いつまでも長期にツケを後回しにしていくというようなことが果 たして許されるのだろうかという意味合いから、私はできれば30年、50年 である程度処理をしてくれるような計算の方がよろしいのではないかと思 います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。両方の立場のご意見をいただきました。でも足して 2で割るわけにはいかないもので、いずれかを選択することになるかと思 います。</p> <p>他に是非このことについて意見を言いたいという委員の方がいらっしゃれ ば、どういう形でも構いません、感覚的な内容でも構いませんので、もしあ ればお出しいただけますか。</p>
三本木委員	<p>どこの市町村でも、一般会計は非常に厳しくて、国債その他市債、色んな債 務が年々上昇しております。特別会計ももれなくそういう傾向にありまして、 今触れましたように人口も減少傾向にありますので、子々孫々にはできるだけ 負担の軽減を我々の世代でも少しずつ図っていくべきではないかと思 います。確かに前段で言われた意味もよく理解できます。しかしながら、将来に向か っては、できるだけそういう分野での一般・特別会計の借金は減額、減少とい う方向に進まれるべきではないかと、大局的にはそのように思います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
吉田委員	<p>私は西那須野町に平成10年に家を建てたのですが、そのとき浄化槽で、先</p>

	<p>程お話のあった補助金をいただいた者なのですが、すぐ浸透しなくなって、とても困りました。その後すぐに下水道が入って、下水道で生活しているのですが、すごくもったいなかったと思います。</p> <p>下水道が入ることがわかっているならば、うちとしては補助金をいただいてラッキーでしたが、そういう役所の見極めというか、本当に無駄遣いをしないでほしいというのがあります。1円でも大切につかってもらった上での借金であれば、まあまあ目をつぶれるのですが、確か私が申請したときには業者の方にパパッと書いてもらって出せば、ものすごいお金が入ったのですよね。</p> <p>先程計画で補助金が出るところと出ないところがあるとおっしゃっていましたが、そういうところからしても、もっとよく考えて、それ以外のところでも、とにかく極力無駄な工事とかそういったことはしないで、なおかつプラスするのであれば、下水道がほしいと思っている人には、早く引いてあげてほしいと思います。窓口に来ますよね？入れてくださいと言って泣いている若い女の人もいたのですが、やっぱりほしいと思っている人には入れてあげたいと思うのですよね。ごめんなさい、全然違う話かも知れないのですが。お金がないというだけではなくて、きちんと細かな節約もしていただけたらと思います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。それで、吉田委員はどちらの立場で今お話をいただいたのですか？</p>
吉田委員	<p>私は、どちらもです。敢えて最初に手を挙げなかったのですが、坂内委員のお話を聞いても納得、と思ったし、借金がいつまでも続くのも、というのも確かにそれはそうだと思います。それらを踏まえた上で、やっぱりお金は無駄にはつかってほしくないなと思います。</p>
太田会長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。無駄がないようにしっかりやってくれというご意見なので、事務局の方から一言お願いします。</p>
事務局（舟岡）	<p>合併前の西那須野の下水道整備の手法で、たぶん吉田委員のお住まいになっている辺りは、新たに随分家が建ってきたところで、当時はそこまで下水道整備をしないという町の方針であったにもかかわらず、民間の方の分譲が、市街地の高い土地ではなくて、外の田んぼとかそういうところに分譲地を作った方が、要するに安く土地を買って高く売れるから、どうしてもそういうところに民間の分譲地ができてしまう。そういった形で民間分譲がかなり多くなってきたという状況の中で、では下水道のエリアを拡大しましょうということで拡大になっていった、ちょうどその狭間の地域だったのだらうと思います。</p> <p>何年かに1回見直しをして、今は去年・今年と全体計画を含めて、下水道でやるのがいいのか、合併処理浄化槽でいいのか、農業集落排水はもう決まっていますが、そういう部分についての区分けをやっている状況です。</p> <p>ただ、どうしても民間の分譲というのは、下水道のあるところに分譲してく</p>

	<p>れば、相手方も早く売れるのでいいと思うのですが、どうしても土地が安い方に分譲します。その土地が、先程おっしゃったように地下へ浸透する敷地内処理槽とって、浄化槽から出た水を浸透させる装置があるのですが、その装置を使っても周りが赤土だったりして浸み込まないというような状況になってきて、下水道下水道、という話が後からどうしても出てくるのです。</p> <p>下水道のあるところにお住まいになってくれれば一番問題はないのですが、下水道の外にお住まいになっている方が非常に多いので、そこに下水道を入れるためには、かなりの事業費がかかるということで、そういったことについても無駄をなくすために、見直しをしているところです。ですから集合住宅というか、たくさん家があるところにはできるだけ下水道を持ってこようという中で、市街地の用途地域の外側の地域で人口がある地域についてはできるだけ下水道、それ以上の、例えば5 kmも先に住宅があっても、そこまで管を引っ張っていくのは、その工事費が高いから、今回はそういうのはやめましょうというようなエリアを前回のときにご説明したと思います。そのようにして無駄をなくす。どこでも下水道というわけにもなかなかいかない時代になったということで、そのように考えております。</p> <p>たまたまあの辺の地域はそういった狭間で、農地を持っていた人たちは、用途地域にもしないで、農地のまま持っているという当時の発想があって、市街地にしようというのに反対、というのではないですが、そういった部分があったのです。にもかかわらず400号という道路が通って、当然その辺は市街地になるので、市街地にしようとしても、地元の地権者は、私は農地を守りますと言ってたところを、時代的に分譲してしまった方がいいという地域で、下水道が遅くなってしまったところです。最初に含まれていれば補助金は出なかったんですね。ちょうどエリアから抜けていたので補助金が出たのですが、下水道整備をした。理由のひとつは先程も言ったように、浄化槽はあるけれども、この区域の人たちは非常に困っているの、下水道を整備すれば、浄化槽があと何十年か持ったとしても、下水道にしてくれるのではないかとということでわざわざやったということで、確か平成18年か19年ごろ整備したと思います。</p>
太田会長	ありがとうございます。
坂内（敏）委員	<p>平準化債の話ですよ？大体14～15年から20年くらいで一般会計からの繰入金をなくしたいと。平準化債とはいっても、独立採算といいますか。そういうことですよ。しかもあまり急激な値上げ感を消費者に持たせずという感覚でやっていくとしたら、ある程度借金のための借金も仕方ないのではないかと感じはしますよね。何もかもというわけにはいかないの。</p>
太田会長	<p>今おっしゃったところで確認をいただきたいのは、21ページに総評でまとめていただいているんですよ。坂内委員がおっしゃったことと関連するので、確認だけさせていただいた方がいいと思うのですが、②のところですね。「資本</p>

	<p>費平準化債を活用することで資本費が平準化され、中期においても経費回収率を向上することが可能となる。」言い方を変えると、その分一般会計からの基準外繰入金を抑えられる、そういう効果があるということです。ですので、使用者の負担軽減ということだけではなくて、両方ですよ。借金をして負担を先送りすることで、一般会計からの繰り入れもなだらかにできるという効果があるということにここでは触れております。</p> <p>他にこの平準化債についてご意見はございますか？</p> <p>《特になし》</p> <p>では色々ご意見をお出しいただいたので、もう一度、お気持ちがお変わりになった方もいらっしゃるかも知れないので、お諮りをしたいのですが。資本費平準化債を採用して負担の平準化を図るべきだというお考えの方は挙手いただけますか。</p> <p>《3名挙手》</p>
<p>関谷委員</p>	<p>この2番ですね。そういうことだったら私も。</p>
<p>太田会長</p>	<p>今おっしゃったのは総評の②の話ですよ？</p>
<p>関谷委員</p>	<p>はい。</p>
<p>太田会長</p>	<p>要するに一般会計繰入金についても平準化債の効果として抑制効果があると、こういう風に評価している部分ですね。</p>
<p>関谷委員</p>	<p>さっき質問した、22ページの表で言いますと、どれに当てはまりますか。</p>
<p>太田会長</p>	<p>まず、リスクが「低」というところの欄を見ていただいた上で、資本費平準化債の活用の有無というのがあって、従って下のところですね。「有」というところで3段ありますので、そこで現在の使用料単価のままでいくのか、それとも回収率を高めていくために、30年を通して145.6円に上げていくのか、それとも段階的に10年ごとに上げていくのかという3パターンですね。</p> <p>やはりどうみても借金のための借金はまかりならんというご意見の方はいらっしゃいますか。</p>
<p>相田委員</p>	<p>パターンの的には1という流れできた中で、低リスクということだと思いますが、この6点の中でどこかという決め方できてしまったものですから。それで「無」の方だと、1-1図③あたりが最初に言った4ページの平均的なところ</p>



<p>太田会長</p>	<p>で、自分的には1-1図③がぴったりかなというところから、私は「無」という意見です。</p> <p>なるほど、わかりました。ありがとうございます。これは別に「〇〇ありき」という話ではありませんので、どうぞそれぞれのご意見をいただいて。</p> <p>最終的な落としどころはここではないかというイメージから今お話しいただきました。従って、1-1図③と1-2図③ですね。段階的に上げるとすれば、これらが比較できますね。そうすると、どこが違うかという、使用料単価で若干、「無」の方が負担水準が幾分、コンマ以下低い。それから基準外繰入金額の総額のところをご覧いただきますと、「有」の方がかなり軽減されて、そして始めの10年間の繰入額もだいぶ圧縮される。その違いがあるということが、この表から読み取れると思います。</p> <p>他にご意見はございますか？今お諮りした多数決でいうと、若干やじろべえがどちらかに傾いた感はありましたが。やはり全体を通した上での方が判断しやすいということでしょうか。この平準化債だけを取り上げてどうということよりも。</p> <p>では、話を先に進めますね。思考停止状態になってしまいますので。</p> <p>そうすると、あとは先程からお話しいただいているように、使用料の単価をどう考えるか。使用料水準ですよ。具体的な地域ごとの使用料の価格をどうするかというのはまた別途取り上げるとして、ここではあくまでも全体を平均して見たときの使用料の水準を考えます。</p> <p>129.9円というのは現状ですね。そして、例えば1-1図②ですと144.9円、約15円の引き上げ額になります。それが段階的にということになりますと、最終的には高くなりますが、最初の10年と次の10年は低くなって、最初の10年は6.1円の引き上げにとどまり、次の10年では144.6円となり、最終的には153.8円と、30年後にはそういうことになります。</p> <p>次の「有」の方にいきますと、現状どおりは変わりません。回収率を100%にしていくというところを見ますと、145.6円ということで、今の水準から見ると15.7円上がる。上と比べると0.7円高くなります。一番下の3段階でいくと、最初の10年は6.4円の引き上げということになって、あとは先程とあまり変わらないような水準になります。</p> <p>ですので、基本的には段階を追って水準を引き上げていくのか、それとも30年通しで一括で上げるのか、その違いが大きいと思います。</p> <p>ここも少しお考えをいただく上で、今申し上げたように大きな違いは2つです。段階的に10年ごと3段階でやった方がいいという方は手を挙げていただけますか。</p>
-------------	--

	<p>《4名挙手》</p> <p>残りの方は、3段階ではなくて始めから上げた方がいいという、そういうお考えでよろしいですか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>これもなかなか微妙な感じですが…。ではまず、3段階で上げた方がいいという方、ご意見をお聞かせいただけますか。</p>
長谷川委員	<p>今の物価水準を考えると、右肩上がりではいけないと思います。横ばいで推移するか、かえって下がるかも知れない。10年ごとより、30年安定した値段の方が、私たちは対応しやすいかなと思うのですが。</p>
太田会長	<p>逆に、段々と上がっていくよりも。</p>
長谷川委員	<p>3回目は急に上がりますからね。</p>
渋井委員	<p>3段階で考えるときに、どうして段々上げるのですか。下げていく方向というのはないのですか。</p>
長谷川委員	<p>借金を返さなければならないのだから、上げざるを得ないですよ。</p>
渋井委員	<p>借金を早く返して、将来段々安くなるというのはだめなのですか。</p>
長谷川委員	<p>それは30年後はできるかも知れないけど。</p>
太田会長	<p>最初に一番高く上げるということですか？</p>
渋井委員	<p>はい。それで将来は低く抑えた方がいいと思います。</p>
長谷川委員	<p>借金が終わったらね。</p>
太田会長	<p>最初に苦労しろと。</p>
坂内（敏）委員	<p>借金は終わらないですよ。</p>
長谷川委員	<p>修理や何かがありますから終わらないですよ。</p>
渋井委員	<p>言葉だけ見ると、借金のための借金というのは、ひとつの大きな解釈でいう</p>

	と、個人の家庭でもいいのですが、言葉だけ聞いたらするものではない、できることならしたくないものではないですか。
太田会長	イメージは悪いですよ。
坂内（敏）委員	イメージは良くないですが、ちょっと反論するようになってしまうのですが、これは社会の設備、施設なので、飲み食いして遊んでしまうものではありません。そういう考え方は基本的に必要なのではないかと思います。
長谷川委員	設備投資ですからね。
関谷委員	そういう話が出たついでに、こんなことを言うと申し訳ないけれど、今これが机上の計算で出ていますよね。今後、お金がどかっとかかる事業が必ず出てきます。というのは、範囲が広くなりましたでしょう？旧西那須野町の、狭い、猫の額ほどの面積のうちならばそういうリスクも少ないですが、もう山谷を越えて向こうの方までですから、必ずそういうことが起きてくると私は思います。
太田会長	必ずしも計画通りにはいかないのではないかとということですね。 結構色々ご意見が出て、収束できないような感じなので、どうするか困っていますけれども。段階的に上げるのか、一気に最初から上げるのかというところでは、幾分…
渋井委員	だんだん上げるのでなかったらこれでいいのですが。
太田会長	一本でということですね？最初からひとつでということ。
渋井委員	平均でもいいんですけれど、ただ将来だんだん高くするというのは私はよくないと思います。いきなり極端に上がるのも困りますけれど。
坂内（敏）委員	将来上がらないかも知れない。だから最初は安い方がいいんです。
長谷川委員	設備ですから痛んできたときにはまた…
坂内（敏）委員	いや、今はデフレの時代ですし、おそらくデフレは続きますから。中国からインドへ、世界全体が下がっていくのですから。経費は今どれだけかけているかわかりませんが、経費はだんだんかからなくなります。だから最初は安い方がいいんです。
吉田委員	もうちょっと若い年代の方からも意見をいただいたらいいのではないのでしょうか。30年後に現役の年代の方、ここにはいないようなお年の方に結局は負

	担してもらような、30年後を私たちが想像するのは…
坂内（敏）委員	「してもら」の意味ではないと思います。
吉田委員	「してもら」わけではないですが、30年後を想定して話をしているわけですね。
長谷川委員	だってその間も使用するんですものね？
金子副会長	30年後も、下水道は使っているんですよ。下水道が駄目になった段階では、平準化したお金も払い終わる。だからまた新たに事業が起こせる、そういう目標で平準化をやるわけです。
吉田委員	30年という期間で。
坂内（敏）委員	大体、おおよそで。皆そうでしょうか？コンサルタントの方だってそうでしょうか？ただ区切ってやらないとこういう表ができないからやっているだけで。
太田会長	ひとつだけ、借金のための借金というのはイメージが悪い、ということも含めて申し上げると、国の国債の場合は本当にあぶない部分も確かにあるのですよね。返しきれぬのかとか、今のうちはいいけれど将来はどうなるのかという議論は様々あります。特にその中で返しきれなくなるのは「発散」といって、どんどん借金のための借金が雪だるま式に増えていって、そしてそれが収束できない、返しきれぬような見通しが立てられないというのが一番困りますね。ただ、この場合は、見通しは立っているのです。だから、国債のように将来借金のための借金が雪だるま式に膨らんで、時限爆弾を抱えているような状態だということではない。ある意味で返済の目処がたっているということです。
吉田委員	0になるような。
太田会長	そうです。最終的には30年の真ん中くらいで返し終わるという感じですよ。平準化債を採用すると。
吉田委員	ではどういう返し方をするかということですか？最終的にはきれいになるけれど、その返し方として、最初にたくさん払ってだんだん楽になるか、それとも始めから均等割りするか、そういうことですか。
坂内（敏）委員	均等割りのための借金だから。
吉田委員	いずれ必ず解決する借金ということですね。

坂内（敏）委員	そうです。
吉田委員	しかも、飲み食いのように形がなくなってしまうのではなく、きちんと形としてものが残って、市民のために使われるということで、ではどうでしょう、ということですね。わかりました。
坂内（敏）委員	どの表を見ても茶色が最後には上にいくんですよ。
事務局（舟岡）	使用料がですね。借金が増えるというものではないですね。
吉田委員	どうも借金というと、例えば自分の子ども、孫にどんどん引き継いでいってしまうのではないかと思って。私は若い人に聞いたら、きっと若い人は「そんな年寄が作った借金を僕たちが負担するのは嫌だよ」と言うのではないかなと思ったのですけれども。
坂内（敏）委員	自分たちも使っていくのですから。
吉田委員	一旦は区切り、目安として30年。それをどのような配分でいくかということですね。
太田会長	そうです。
吉田委員	リボルビング払いにするか、一括払いにするかという感じですね。
太田会長	そうです。
坂内（敏）委員	利子を取られますけどね。それは仕方ない。
吉田委員	細かくすれば手数料がかかるということですね。とてもよくわかりました。
太田会長	<p>それでは、別に結論を急ぐわけではありませんが、4時20分になろうとしていますので、ちょっとまとめさせていただければと思います。</p> <p>もう一度お諮りをさせていただいて、まず資本費平準化債の活用の有無です。これについては色々ご議論がありまして、今時点でお考えを新たにさせていただいた上で、いかがでしょう、活用はやむを得ないという方は挙手していただけますか。</p> <p>《7名挙手》</p> <p>では色々ご議論がありましたが、やはりちゃんと使い道を明確にして無駄</p>

	<p>に遭わないということを前提にして、そういう負担の世代間公平を図るということで、平準化債を活用するということとさせていただきたいと思います。</p> <p>そうすることでだいぶ絞られてきてまして、リスクが「低」、平準化債が「有」のところの、3つから選ぶという話です。3つから選ぶのは、繰り返しになりますけれども、今の使用料水準のままでいくのか、その場合には最終年度も一般会計からの繰り入れを続けなければならないという形になります。それで、100%回収するということを前提にして初年度から料金の改定を考えると、145.6円ということで、今の水準に15.7円プラスする形になります。それに対して、10年ごと3段階でいくと、最初の10年間は136.3円ということで、今の水準と比べると6.4円の上乗せという形でスタートする。ただ最終の10年については154.6円ということで、全体としては一番高くなる。こういう3択問題になったのですが、いかがでしょうか。</p>
菊地委員	<p>ちょっと質問ですが、この一度に上げるということと3段階で上げるということ、実際に下水道の行政をやっておられる方のご意見はどうなのでしょう。どれがいいかということをご参考に諮問されているのだと思いますが、私たちはまったくの素人ですし、お金を集める立場でもありませんから、市民と接触している中で、例えば15円急に上げるという問題が出てきたときに、どうなのかというようなことは何かご意見はありますか。</p>
坂内（敏）委員	<p>関連があるので一緒にお答えいただきたいのですが、5ヶ所の料金をできたら1回でやっていただきたいなど。統一したいわけでしょうか？地区によってかからないところとかかかるところと。</p>
長谷川委員	<p>統一されるんでしょう？水道料金が変わるように。合併したのだから。</p>
太田会長	<p>ではお答えできる範囲でお願いします。</p>
事務局（舟岡）	<p>基本的には水道の料金が統一されたということは、同じ市民で、同じ料金を払いましょうという視点から統一された。水道の場合は特に、水の原価が違うのですけれども、統一をしました。これは同じ市民で同じ金額ということで行いましたので、下水道についても、黒磯水処理センターで処理しているもの、塩原水処理センターで処理しているもの、北那須流域下水道で処理しているものとバラバラなのですが、下水道を使っている市民については同じ金額という統一をするべきではないかという考えではあります。</p>
太田会長	<p>基本的な方向性としては。</p>
事務局（舟岡）	<p>方向はそうですね。あくまでもこれはこちらの考えで、審議会の委員さんは</p>

<p>三本木委員</p>	<p>委員さんの考えをしていただいて結構です。</p> <p>もうひとつ付け加えさせていただきますと、水道の方も料金改定をやるときに、金額を決める中で、審議会で出された答申に対して、専門的に金額を調整する会議を持ちました。下水道も同じように持たなければならないということになりますけれども、その段階で現実的に144.9円がいいのか150円がいいのか、というのは別な議論の場が新たに作られます。</p> <p>市民に説明するのに、料金改定を1回で済む場合と、10年後、また10年後と市民に説明するときに、市民の方がどういう反応をするかと。「また上がるんですか?」「また上がるんですか?」ということで、市民のご理解を得られるかどうかというのは、事務局側としては複雑な気持ちがあります。</p> <p>地域によって、例えば板室とか鍋掛は大赤字、黒磯は料金が高くて利益があるというように、上水道行政も赤字・黒字の格差があったのですが、今度は無理やり、と我々は思っているのですが、料金を統一することになりました、やむを得ないと市民は納得したのでありましようが、同じように下水道も統一することになりますね。そうすると一体どうなんだろうなという、少々疑問はあります。</p>
<p>太田会長</p>	<p>私が申し上げるべきかどうかわかりませんが、料金統一のお話については、今事務局の方からご説明もありましたが、料金の単価を具体的にどうするか、統一をどうするかというのは別途検討の場を設けるということらしいので、本審議会では、そこまで具体的にどういう風に料金統一をやるのかという中身のことは入りきれないということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>それではどうでしょうか、事務局の方からは、率直に3段階でやるよりも一本の方がやりやすいというような、あくまでも事務処理上のひとつのお考えを示されましたけども、それとは別に皆さんの方でどうあるべきかというのはお考えいただくべきことですから。</p>
<p>関谷委員</p>	<p>金子さんや私は高齢となりまして、あと10年、20年先は何でもいよいよと、そういう乱暴なことは申し上げません。この22ページの表を見まして、1-2図②のこの数字、145.6円だと、最後に残る借金の額も少なく抑えられています。この数字がいいのではないかと、さっきから長谷川さんと話しておいたのですけれども、私はこれを主張したいと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ありがとうございます。それではここまで、審議も煮詰まってきましたので、具体的なこれがいいというご意見をいただければ。</p> <p>基本的な考え方で、ご判断いただきたいと思います。具体的な数字が出ておりますけれども、これが決めたものになるという話ではまったくありませんので、基本的な考え方でご判断いただければと思います。</p>

坂内（敏）委員	<p>私は、その下の136.3円ですか。そこから始まるという。これだけだっ て平成23年から32年まで10年間ですよね。また話は別なのですが、10 年後には、今まで「努力する」「努力する」と書いてあるのだから、努力しても らえますか。こんなには上がらずに済むのではないか。</p> <p>塩原のことを言わせていただくと、31円もあがるのはちょっとひどすぎる。</p>
長谷川委員	<p>31円も上がらないでしょう。</p>
坂内（敏）委員	<p>136円でね。145円だと40円も上がってしまう。</p>
長谷川委員	<p>そんなには上がらないでしょう。</p>
坂内（敏）委員	<p>塩原の場合です。</p>
長谷川委員	<p>塩原ね。安いんですね。</p>
坂内（敏）委員	<p>それだけ不便なんです。</p>
相田委員	<p>個人的なことだと思いますが、私は塩原観光協会の代表で来ているものです から。塩原は大型旅館が多いということで、先程坂内委員がおっしゃったよう に、40円上がっても一般の家庭で言えば何百円という単位かも知れませんが、 今現在観光というと死活問題だということもありまして、水道が上がって下 水道も上がるということになりますと、少量ならいいのですが、大量に使うと ころからすればすごい経費になってしまうということがあります。一気に40 円というよりは、ちょっと仕事の立場的な部分で言ってしまうと申し訳ない ところもあるのですが、徐々にという形で、経済がどう転ぶかわかりませんが、 この程度で10年間は抑えていただいた方がありがたいと思います。</p>
関谷委員	<p>上水道のときもそうでしたが、大量消費の業者さんにはそれなりの特典が付 随するのではないかと思いますので、相田さん、ご心配には及びません、そう いった点は考慮していただけたと思います。</p>
事務局（舟岡）	<p>ここに金額的な部分が載っていますが、これはあくまでもシミュレーション の中の金額でございまして、30円上がりますとかそういうことではありませ んので、パターンのこういうパターンがあるというようなご理解の中でお話 を進めていただきたいのです。でない、塩原を含めて、何十円あがりますよ というのは、先程も言いましたように、料金の会議を別途持って、そこで金額 の議論がなされますので、今回皆さんにお諮りしている数字は、あくまでもシ ミュレーションの中の数字で、これで動くわけではございませんので、ご理解 ください。</p>



太田会長

それでは、そろそろよろしいでしょうか。それぞれのご事情があるし、またここではあくまで仮定のシミュレーションでの数字だということも踏まえていただいて、最終的に全体を見渡してご判断いただきたいと思います。

まず、この現行の129.9円というのは落としてもよろしいですよね？これは、このままいってしまったのではここでご審議いただいている意味がほとんどないと私は思いますので、もしご異議なければ、下の2つでご判断いただくということにさせていただきたいのですがよろしいですか。

《異議なし》

それでは3つに分けずに、初年度からひとつの水準でもって改定を図るというのと、10年ごとに3段階で改定を図るというのと、この2つでございます。

最初に、一本でいく、要するに真ん中の欄ですね。これの方が望ましいのではないかというご意見をお持ちの方は挙手願います。

《3名挙手》

では3段階方式がやはり望ましいというご意見をお持ちの方は？

《4名挙手》

両方上げていない方もいらっしゃるのですが、なかなか判断しにくいということでしょうか。

それでは、一応今日のところは数の上では段階的な改定というところが幾分多かったように思います。ただ、ちょっと微妙な部分でもありますから、結論を出すということではなくて、次回に最終的にはもう少し継続的なご意見を踏まえた上で、一旦お戻りいただいて、それぞれ改めてお考えいただいた上で、次回に決めるということにさせていただいてもよろしいでしょうか。

《異議なし》

では今日のところは、比較的3段階方式の方が数の上では賛成の意見が多かったということにとどめておきまして、最終的な結論は次回お諮りをするということにさせていただきます。

それでは、もしこの議題の(1)と(2)、通しでご意見があれば、再度承りたいと思います。

《特になし》

よろしいですか。では本日の議題をご確認いただいたということにさせてい

事務局（相葉）	<p>たきます。それでは、事務局の方から今後のスケジュールについてお願いします。</p> <p>23ページをご覧ください。審議会も残すところあとわずかでございます。スケジュールにつきましては、前回まで終了しているところが網掛けとなっている部分で、本日は第10回ということで、審議内容に沿って進んでまいりました。今年度に入り、下水道事業の経営の現状について見ていただいております、中でも経営の焦点となっております、基準外繰入金を縮小させていくための方向性についてご検討いただきました。</p> <p>本日の審議におきまして、今後の下水道事業の経営について、ある程度の方向性が見出せてきましたので、次回の審議につきましては、その決定及び下水道中期ビジョンの実現に向けました整備目標、具体施策、そして下水道事業のあり方のまとめに移っていけるように進めていきたいと思っております。</p> <p>第12回目は皆さんに下水道中期ビジョンと答申の内容を確認いただいて、その後に答申を出す形になりますので、次回の11回目のところで、ある程度結論をもう一度確認するような形になります。そうしますと、最終案及び答申書をまとめる進捗の状況もありますので、更にもう1回の保留分を追加開催する可能性もありますが、その際はご理解いただければと思います。策定の完了に向けまして、ご審議の方をよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>次回につきましては、12月20日（月）午後1：30からこの会場で開催を予定させていただきたいと思っております。歳末でご多忙の折とは存じますが、ご予約のほどよろしくお願ひいたします。今後のスケジュールにつきましては以上です。</p>
太田会長	<p>今ご提案がありました、次回の開催期日は12月20日（月）午後1：30からということでございます。併せて、今日次回に先延べしたこともありますので、場合によってはもう1回追加でお諮りをする可能性もある、その場合には回数がもう1回増えますので、全体で13回ということになります。できるだけ次回のところでとりまとめができればということを進めていきたいと思っております。</p>
坂内（敏）委員	<p>8回という部分がありますよね。</p>
太田会長	<p>8回ですか？</p>
坂内（敏）委員	<p>8回から今日までの分ということでよろしいのでしょうか。</p>
太田会長	<p>どういうことですか？</p>
坂内（敏）委員	<p>一回中間答申が出ていますよね。ここまでについては一回けりがついている</p>

	<p>ということですか。</p>
太田会長	<p>そういう意味ですか。はい、そういうことです。「下水道整備のあり方」というところで市長さんに答申をお出ししてしまっていますので、そこをもう一度元に戻ってというのはちょっと厳しいかなと思います。</p>
坂内（敏）委員	<p>希望なのですが、次の資料になかなか反映されていないときがあるという感覚があります。この資料はどうして、こんなに大量の資料が今日まで間に合わなかったのかとか、ありますよね。これをこの日に見て、精通するというのはとてもじゃないけど…というのがありますよね。</p>
太田会長	<p>これは、発送はいつなされたのですか？</p>
坂内（敏）委員	<p>これは今日いただきました。</p>
太田会長	<p>確かにそこは、事務局としても、最後のとりまとめまで大変ご苦勞を重ねてきて、本来ならば1週間前に発送するという事で事務を進めていただくという風に私も聞いておりますけど、ずれ込んでしまったのだと思います。次回は間違いなく1週間前にお送りできるように準備していただくということによろしいですか。</p>
事務局（相葉）	<p>今回のシミュレーションにつきましては、委員の皆さんにわかりやすい資料をということで調整の上調整を重ねていたものですから、どうしても1週間前に送れなかったことを本当に申し訳なく思っております。次回につきましては、会長が言われましたとおり、1週間前にお送りできるよう準備を進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
太田会長	<p>よろしいですか。</p>
坂内（敏）委員	<p>お仕事でなさっているのですから、きちんと気合を入れてやってほしいと思ひますね。</p>
太田会長	<p>次回は間違いなく1週間前には資料をお送りするということでございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、もしご異議なければこのスケジュール案でご確認いただいたということにさせていただきますが、よろしいですか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>では本日予定していた議題は全て終わりました。ご協力ありがとうございました。</p>

	した。
--	-----

【16：43終了】